

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画について

過疎地域自立促進特別措置法の概要

1. 目 的

人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下して、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低い地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要となる特別な措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

2 . 期限の延長

本年 4 月に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、過疎地域自立促進特別措置法の期限が平成 27 年度まで延長されました。

奈井江町では、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成 17～21 年度までの奈井江町過疎地域自立促進市町村計画（後期 5 カ年）を策定し、財政上の優遇措置（過疎債）等を活用しながら、まちづくりを進めてきましたが、継続して法に基づく財政上の優遇措置（過疎債）等を活用するため、新たな奈井江町過疎地域自立促進市町村計画（平成 22 年度から平成 27 年度）を策定することとなりました。

計画期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 カ年間

3 . 財政上の優遇措置

過疎対策事業債 対象となる事業費に対して 100% 充当
元利償還の 70% が交付税措置されます

- 平成 22 年度 過疎債充当予定事業
 - ・米穀貯蔵用低温倉庫の建設
 - ・道営土地改良事業の負担金（奈井江瑞穂、高島地区南、高島地区北）
 - ・森林管理道東京極線の開設
 - ・公共下水道の整備
 - ・個別排水処理施設の整備
 - ・消防の車両整備事業の負担金
 - ・病院の医療機器の整備
 - ・老人総合福祉施設の福祉車両整備

4．これまでの計画との変更点

ソフト事業（過疎地域自立促進特別事業）にも過疎債が充当可能になりました。

過疎地域自立促進特別事業 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが認められる事業として、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（基金の積立を含む）とされています。

過疎地域自立促進計画の概要

5．計画策定の趣旨

- 本年度を始期とする「奈井江町第5期まちづくり計画後期実施計画」に基づき、今後の過疎対策として重点的に取り組む必要のある施策を実現するため策定するものです。
- この計画に計上された事業は、過疎地域の自立促進を図るうえで必要な施策を効率的、効果的に実施する事業であり、それに必要な財源措置が講じられます。

6．計画の構成

- 基本的な事項（町の現況や問題点）**
 - ・まちの概況
 - ・人口及び産業の推移と動向
 - ・行財政の状況
 - ・地域の自立促進の基本方針
 - ・計画期間
- 施策別の方針（各施策別の現況・問題点やその対策及び計画）**
 - ・産業の振興
 - ・交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
 - ・生活環境の整備
 - ・高齢者等の保健、福祉の向上及び増進
 - ・医療の確保
 - ・教育の振興
 - ・地域文化の振興等
 - ・その他地域の自立促進に関し必要な事項